



# 三重県公報

平成30年3月30日(金)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	規 則		
54	三重県県税犯則取締事務取扱規則の一部を改正する規則	( 税 務 企 画 課 )	2
55	三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則	( 同 )	2
56	三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部を改正する規則	( 同 )	15

規 則

三重県県税犯則取締事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第五十四号

三重県県税犯則取締事務取扱規則の一部を改正する規則

三重県県税犯則取締事務取扱規則（昭和二十四年三重県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「についての」を「に関する」に改める。

第一条の二を次のように改める。

（検税吏員）

第一条の二 知事は徴税吏員の中から、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十二條の三に規定する当該徴税吏員として、犯則事件について、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押え（以下「調査」という。）又は報告、通告若しくは告発を行う徴税吏員（以下「検税吏員」という。）を指定する。

第十四号様式中「地方税法第 条及び国税犯則取締法第 条第 項」を「地方税法第 22 条 第 項」に改める。

第十六号様式中「地方税法 条及び国税犯則取締法第 19 条」を「地方税法第 22 条の 31」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第五十五号

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県県税条例施行規則（昭和二十四年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五号様式の二を次のように改める。



- 注1 個人（代理人を含む）が納税証明書を申請する場合は、申請者（代理人）の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 法人の代表者が申請する場合は、押印してください。
- 3 代理人による申請の場合は、委任状等を提出してください。なお、その場合は交付申請書の納税者又は特別徴収義務者の押印は不要です。
- 4 県税事務所の窓口に来所に際しては、運転免許証等来所者本人であることが確認できるものを提示してください。
- 5 最近納付（納入）した場合は、領収証書（原本）を持参してください。
- 6 この申請書は、地方税法第20条の10の規定による納税証明書の交付申請について使用してください。

第十一号様式を次のように改める。

第21号様式（第19条関係）



		※	精査	整理簿	徴収簿		
		処 事 理 項					
年 月 日		申請者	住 所 (所在地)	(電話 - - )			
県 税 事 務 所 長 宛て 自 動 車 税 事 務 所 長			氏 名 (法人名)	Ⓜ			
			個人番号 又は法人 番号				
県税に係る期限延長申請書							
年度期別又は 事業年度	税 目	税 額	納 期 限				
		円					
期限の延長を 申請する期間	年 月 日限り						
延長を要すべき事由							

- 注 1 期限の延長を必要とする理由を証明する書類を添付すること。  
 2 ※印は、記載しないこと。

第二十二号様式（その四）及び第二十三号様式（その五）中「領収証書は当事務所から郵送し」を削る。  
第二十二号様式（その八）を次のように改める。

第 23 号様式（第 20 条関係）

（その 8）

（表）

住所

氏名 様

鉦 区 税 納 税 通 知 書

年度		納税者番号	
定期	税額	円	
随時			

課税標準 (アール)	税 率 (円)	税 額 (円)

共同鉦業権者の氏名・名称
登録している鉦業権は共同によるものですので、共同鉦業権者全員にこの税額と同じ納税通知書を送付していますが、下記の納付書に記載の税額が共同鉦業権者全員分の納税額となりますので、共同鉦業権者で協議のうえ、下記の納付書によって納税してください。 ※納税額は、共同鉦業権者全員の納税通知書を合計した額ではありません。

納 期 限	年 月 日
-------	-------

登録番号	第 号
------	-----

鉦業権の内容	
鉦区所在地	面積 (アール)

上記の金額を地方税法第 178 条及び三重県県税条例第 138 条の規定により賦課しましたから、納期限までに当所又は裏面記載の金融機関に納めてください。

年 月 日

県税事務所長 印

注 裏面をよくお読みください。



(裏)

納付していただく場所

○県内取扱先

三重県指定金融機関、三重県指定代理金融機関及び三重県収納代理金融機関  
三重県内各郵便局

○県外取扱先

三重県指定金融機関、三重県指定代理金融機関及び三重県収納代理金融機関  
愛知県、岐阜県及び静岡県内の各郵便局

延滞金について

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

納付されないときは

納期限までに完納されないときは、地方税法の規定により督促状を送付することになりますのでご注意ください。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務局長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

第111号様式第11(その11)を次のように改める。

第23号様式の2 (第20条の2関係) (その2)

第 年 月 号 日

所在地 法人名 様

県税事務所長 印

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の更正・決定・加算金決定通知書

年 月 日から 年 月 日までの事業年度分に対する法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の課税標準額、税額及び加算金を更正・決定しましたので通知します。この通知書による不足税額等は別紙納付書により 年 月 日までに三重県指定金融機関、三重県指定代理金融機関、三重県収納代理金融機関又は郵便局（三重県、愛知県、静岡県又は岐阜県内の各郵便局）へ納めてください。

Table with columns for tax categories (e.g., 課税標準額, 税額), amounts in Yen, and reasons for correction/decision. Includes sections for 法人県民税, 法人事業税, and 地方法人特別税.

注1 申告納付すべきであった納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に、年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した延滞金額が加算されます。

なお、納期限延長の承認を受けた法人の当該延長期間については、年7.3パーセントの割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とし、平成26年1月1日以後の期間については、特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、特例基準割合適用年中においては、特例基準割合とします。）を乗じて計算した延滞金額が加算されます。

これらの場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。また、延滞金については、不足税額納付後に送付される延滞金納付書により納めてください。

2 この通知について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<更正・決定・加算金決定の理由附記>

更正・決定の理由	理由の詳細（根拠法令）
1 法人税 更正等による	
2 本店所在都道府県知事からの通知による	地方税法第55条、同法第72条の39、同法第72条の41、同法第72条の41の2、同法第72条の46、同法第72条の47
3 税率適用誤りによる	地方税法第51条、同法第52条、同法第72条の24の7、同法本法附則9条の2、地方法人特別税等に関する暫定措置法第2条、三重県県税条例第31条、同条例第32条、同条例第43条、同条例附則第13条、同条例附則第14条、同条例附則第14条の2、同条例附則第14条の2の2、みえ森と緑の県民税条例第3条
4 分割基準の修正による	地方税法第58条、同法第72条の48の2
5 県の自主決定調査による	地方税法第72条の41、同法第72条の41の2、同法第72条の46、同法第72条の47
7 その他（ ）	

※「6 更正請求による」は不利益処分ではない。

第十二号様式第三(第三)柱に次のように定める。

- 5 今回の減額対象となった住宅を、建築または取得してから1年以内に、物置、車庫等付属家屋を新築、又はその住宅に増築した場合で、その前後の住宅床面積を合わせて240㎡を超えるときは、この減額が受けられなくなりますのでご注意ください。

第十二号様式第三(第三)柱4を柱5とし、柱3の次に次のように定める。

- 4 共同で取得したときは、共同鉱業権者の方にも増・減額通知書を送付しています。

第三十八号様式を次のように定める。

第 38 号様式 (第 29 条、第 32 条関係)

税第 号  
年 月 日

知事 様

県税事務所長 印

法人県民税・法人事業税に係る課税標準額等の通知書

このことについて、次のとおり通知します。

納税者番号		法人番号			
法人名					
主たる事務所等の所在地					
事業年度	年 月 日 から 年 月 日 まで	申告年月日	確定 年 月 日 修正 年 月 日		
処理年月日及び 処理区分	年 月 日	期末現在の 資本金の額又は出資 金の額	千円		
法人税の処理年月日 及び処理区分	年 月 日	資本金の額及び資本 準備金の額の合算額			
		資本金等の額	千円		
法人税申告区分 及び申告年月日	年 月 日	法人区分	法第 72 条の 適用法人		
法人税申告区分 及び申告年月日	年 月 日	本県の加算金 処理状況	過少申告加算金 徴収 千円 対応金額 千円 資本割 千円 収入割 千円		
課税標準の総額		不申告加算金	徴収		
県民税	千円	重加算金	徴収 千円 % 所得割 千円 付加価値割 千円 資本割 千円 収入割 千円		
事業 所得 割	所 年 万円以下の金額	延長の適用	カ月		
	年 万円を超え年 万円以下の金額				
	年 万円を超える 金額				
	計又は軽減税率不適 用法人の金額				
付加価値割	千円				
資本割	千円				
収入割	千円				
事業税分割基準					
関係都道府 県名	事務所等所在地	1 従業者数・固定資産価額 軌道延長キロメートル数	2 事務所・従業者数 発電用資産の価額 電線路の電力容量	県民税 分割基準	
三重県	上記のとおり	(人・円・KM)	(数・人・円・KW)	(人)	
合計	分割都道府県数				
外国の法人 税額の控除額	法人税割額から 控除すべき外国 税額の総額	道府県民税分 市町民税分	円 円	補正後の従業 者の総数 道府県民税分 市町民税分	人 人
仮 装 経 理	仮装経理に基づく所得金額	円	(備考)		
	仮装経理に基づく法人税額等	円			
徴収猶予					

※「補正後の従業者の総数」欄は、従業者数の補正がない場合は0と印字しています。

第三十八号様式の二中「(総額)」を「(総数)」に

「

備考	
①申告区分	
②増加所得の総額(千円)	
③重加対象所得総額(千円)	

を

「

備考	
①国税申告区分	
②増加所得の総額(千円)	
③重加対象所得総額(千円)	
④県税申告区分 年月日	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県規則第五十六号**

三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部を改正する規則

三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則（昭和三十四年三重県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十一号様式及び第十二号様式中「徴役又は」を「徴役若しくは」に、「処せられます」を「処し、又はこれを併科します」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>